

液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準 KHKS0127 (2007)の定期見直しについて

## 1. 基準の趣旨

液化炭酸ガス容器は、ビールサーバー用、清涼飲料水ベンダー用等一般消費者の間で広く用いられているが、特に夏季において運送中又は保管中に安全弁が突然作動する事例が発生していた。

「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」は、夏季における当該安全弁の予期せぬ作動を減少させることを目的として、安全弁の作動頻度等に関する実態調査及び夏季における液化炭酸ガス容器の温度、安全弁の作動圧力等の計測試験の実施に加え、海外規格及び我が国の現行基準における炭酸ガスの充填量と温度・圧力の関係、安全弁の作動圧力、容器の耐圧性能等について比較及び検討を行い、我が国の液化炭酸ガスの充填量、容器の強度及び安全弁の作動圧力の再現性に問題がないことを確認し、2007年に制定されたものであり、現在は、本基準により安全弁作動試験を実施し、附属品検査に合格した安全弁の普及が進んでいる。

本基準は、前回の見直し(2017年9月確認)から5年を経過しようとしているため、定期的な見直しを行うものである。

## 2. 見直しの方針(案)

本基準の見直しにあたって、関係団体(高圧ガス容器バルブ工業会)に改正要望の調査を行ったところ、特に意見はなかったが、基準の作成方法等を定めた日本産業規格(JIS Z 8301)に改正があったため、JIS Z 8301に準拠するための改正(軽微な変更に伴う改正(書面投票及びパブコメ等は不要))を行うこととしたい。

改正案を資料 23-4-2 に示す。

以上